

阿久比町監査公表第3号

平成23年4月18日付け提出のあった地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成23年6月15日

阿久比町監査委員 関 又 男

阿久比町監査委員 渡 辺 功

阿 監 発 第 5 号

平成23年6月15日

請求人

A 様

阿久比町監査委員 関 又 男

同 渡 辺 功

阿久比町職員措置請求について（通知）

平成23年4月18日に提出された標記の住民監査請求について、地方自治法第242条第4項の規定により監査した結果を下記のとおり通知します。

記

第1 請求の受理

本請求は、所要の法定要件を具備しているものと認め、平成23年4月18日、これを受理した。

第2 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成23年5月25日に請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けた。新たに資料の追加提出があった。

第3 請求の趣旨

請求書に記載されている事項及び陳述の内容から、請求の趣旨を次のように解した。

阿久比町が執行した平成22年7月11日執行参議院議員通常選挙及び平成22年11月28日執行阿久比町長選挙において職員、アルバイトに支払われた手当等の一部が不当利得、不法行為、共同不法行為によるもので違法な支出である。

地方自治法第2条第14項は「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定し、地方財政法第4条第1項で「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定していることから地方自治体の事務事業については、必要最小限の支出を行う注意義務が地方自治体の長にある。

よって、阿久比町長は竹内啓二に対し、金780,000円を阿久比町に対し賠償させるための措置をとること。併せて、当該職員に対し金668,000円を当該アルバイトに対し、金112,000円を竹内啓二と連帯して阿久比町に対し賠償させるための措置を講ずるよう求める。併せて、平成22年11月28日以降に執行された選挙についても同様の措置を講ずるよう求める。

第4 監査の方法

請求書の事項について総務課長、庶務担当者から事情を聴取するとともに、関係書類の監査を行った。

第5 監査の結果

1 主文

本件請求については、合議により次のとおり決定した。

（結論）本件請求は、これを棄却する。

2 事実関係

請求人から提出された証拠及び関係職員事情聴取などから、次のとおり的事实が認められた。

ア 阿久比町では選挙を執行するに当たり、その投票期日の投開票事務を町職員等に委嘱して行われている。選挙における投票事務は、定められ

た時間内に選挙人が投票を行うため投票所へ来所した際に正確かつ円滑に受付し投票を行える体制を整えておく必要がある。本町の投票所は8カ所あり、その人員配置については必要最低限で行われている。そのため食事及び手洗い等は交代で行われており、投票所に常時拘束されている。このような特殊な事務であることから通常事務のように時間を区切って休憩時間が付与されていない。また、開票事務は投票事務に従事した町職員が引き続き事務に従事しており、投票事務終了後投票所の閉鎖処理を行い、直ちに開票事務を行う開票所へ移動し開票事務が終了するまで開票所に拘束されている。職員の手当は、時間外手当として支給されている。投票事務及び開票事務の時間外手当の時間当たりの基準については、投票開票事務ごとに慣例的に従事する職員の時間外手当の平均を算出したとしている。請求人は労働基準法第34条の規定により労働時間が8時間を超える場合には1時間以上の休憩を労働時間の途中に与えなければならないとしていることから休憩を与えないことは違法であり、その休憩時間である1時間分の時間外手当を支給することは違法であるとして返還を求めている。選挙事務という特殊な事務で単日な業務であることから通常事務のように時間を指定して休憩時間を与えていないことについて一定の理解はするが、本来であれば休憩時間を付与できる人員配置を行い、休憩時間を付与すべきであり、この点については請求人の指摘する労働基準法に反していると考えられる。ただし、この時間分の手当は実労働の対価として支給されたものであり、手当の支給は違法には当たらないと考える。

イ 投票管理者は投票所において、投票事務全般を管理執行し、投票に関する手続きのすべてについて決定権を持つものであることから阿久比町では町職員を選任している。その手当については、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年5月15日法律第179号）第14条第1項第2号に規定されている投票管理者の費用弁償額が支給されている。併せて、その責務の対価として報償金が支給されている。期日前投票所の投票管理者は、職員以外の者に委嘱しており、その手当については、同法律第14条第1項第3号に規定されている期日前投票管理者の費用弁償額が支給されている。期日前投票所は、庁舎内にて選挙管理委員会事務局管理のもと設置されており、その事務管理はおもに職員が行っている。請求人は期日前投票管理者に対し報償金を支給しないことは不平等であるとし、報償金の返還を求めている。投票期日投票

管理者と期日前投票管理者のそれぞれの職責から期日前投票管理者に報償金を支給しないことが不平等であるとは言えないと考える。

ウ 阿久比町ではアルバイトを求人雇用して選挙における投票事務に従事させている。アルバイトの賃金は日給制で支払われている。日給額は、期日前投票事務については8時15分から20時15分（12時間）で11,000円、投票期日事務については6時20分から20時30分（14時間10分）で17,000円である。この日給額については雇用契約時にアルバイトに対して説明が行われている。請求人の指摘する1時間当たり1,000円については、町支出調書用の就業明細書様式が時間額表示となっているため、様式に合わせる形で記入をしているにすぎない。アルバイト求人票にも日給として掲載されている。この求人票に日給17,000円の掲載はされていないが前述のとおり雇用契約時に説明がされていることから掲載されていないことをもって、これを支給することは違法に当たらないと考える。

3 監査委員の判断

前述したとおり選挙事務という特殊かつ短期的な事務であり、その事務に従事する者に対する手当であり、その職質、職責、労働に対する正当な対価であると考ええる。その予算執行にも誤りはないことから、請求人の主張する違法又は不当な財務会計上の行為（公金支出）に当たらないと判断した。

よって、請求人の主張には理由がなく、措置の必要を認めない。

監査委員の意見

監査結果は以上のとおりであるが、町当局に次のとおり意見を付するものとする。

請求人の請求のとおり地方自治法第2条第14項の規定により、最小の経費で最大の効果を挙げる義務を地方公共団体に課している。今回のような疑念を抱かせた事実を町当局は厳粛に受けとめなければならない。

よって、町当局は、提出された意見を踏まえ、選挙事務という特殊な事務であっても、今後業務の透明性及び公平性を図り、更なる事務の改善を遂行するよう要望する。